

高槻アマチュア無線クラブ会則

第1章 総 則

第1条 本会は高槻アマチュア無線クラブと称する。

第2条 本会は事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともにアマチュア無線の技術向上並びに災害非常通信に役立つことを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. アマチュア局の開設及び運用
2. アマチュア無線に関する調査研究
3. アマチュア無線に関する資料の収集
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 則

第5条 本会の会員は正員・準員の2種とする。

2. 会員は高槻市に在住又は勤務するアマチュア無線に興味を持つものとする。

但し、高槻市外に在住するものであっても理事会の承認を得て会員となり得る。

3. 正員はアマチュア局の操作を行なう資格を有する者とする。

4. 準員は前項の資格者以外の者とする。

5. 本会の会員はJP3YDT局管理団体の構成員を兼ねる。

第6条 本会に入会しようとする者は書面をもって申込まなければならない。

2. 本会に入会しようとする者は会費6か月分を前納した日をもって会員資格を得る。

第7条 本会の会員は次に掲げる会費を納入しなければならない。

2. 会費は1か月300円とする。

但し、同居の家族が会員となった場合は、一家族350円とする。

3. 会費は少なくとも6か月分を前納しなければならない。

第8条 会員は次の事由によって資格を失う。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

会員が退会しようとするときは書面をもって届出でなければならない。

会費を1か月以上滞納したものは退会したものとみなす。

第9条 会員が次の各号の一に該当する時は理事会の決議を経て、これを除名することができる。

1. 電波法第79条による無線従事者の免許の取消を受けたとき。

2. その他電波法令に違反した行為を行なったとき。

3. 本会の事業を故意に妨害し、又は本会の名誉を毀損する行為があったとき。

4. 引き続いて6か月以上の間、一切の行事に正当な理由、または届けなしに参加しないとき。

第10条 会員の権利は相続又は譲渡できない。

2. 総会における議決権は正員のみが有し、一人につき一票とする。

3. 議決権は他の正員に委任して行使できる。

4. 準員は総会において議決権を有しないが、意見をのべることができる。

第4章 役員及び顧問

第11条 本会に次の役員をおく。

理事	10名	会 長	1名	クラブ報	1名
		副会長	1名	アワード	1名
		書 記	1名	広 報	2名
		会 計	1名	局 管 理	2名

監事 2名

2. 理事及び監事は総会において選出する。

3. 理事のうち会長・副会長・書記・会計は、高槻市在住の正員中から選出する。

4. 本会の理事はJP3YDT局管理団体の役員を兼ねることができる。

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長不在中はこれを代理する。さらに又、渉外業務を兼務する。

書記は一般書記、事務の処理の任にあたる。

会計は会計事務を処理する。

クラブ報はクラブニュースの編集、発行の任にあたる。

アワードは本会の発行するクラブ賞発行に関する全ての事務処理をする。

広報1名はクラブニュースの発送及び対外的広報の任にあたる。他の1名は集会その他の案内の任にあたる。

局管理1名は社団局免許手続き、交信証の発行の任にあたる。他の1名は設備・機材の保守管理の任にあたる。

2. 役員は必要に応じて、役員の下に委員会を持つことができる。

第13条 監事は会計及び役員の職務を監査する。

第14条 役員任期は二年とし総会において就任し、退任する。但し、再任を妨げない。

2. 役員の中に欠員を生じたときは直ちに補充する。

3. 補充された役員任期は前役員残任期間と

する。

4. 補充役員は集会において選任する。

5. 役員が任期満了前に退任しようとする時は理事会の承認を受けねばならない。

第 15 条 本会は顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は会長が理事会の審理を経て委嘱する。

3. 顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

第 16 条 本会の会議は総会・集会及び理事会とする。

第 17 条 総会を分けて通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は会計年度終了後 1 か月以内に開催する。

3. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めたとき。

2. 全会員の三分の一以上から会議の目的とする事項及び理由を記載した書面をもって要求があったとき。

第 18 条 総会に付議する事項は本会則において定めるもののほか、次のとおりとする。

1. 事業計画及び収支決算

2. 業務報告

3. 会則の改廃

4. 重要な財産の取得及び処分

5. 会費に関する事項

6. 解散

7. その他重要な事項

第 19 条 総会は正員の三分の一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2. 総会の決議は出席正員の過半数を以って行ない、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3. 会則の変更及び解散の決議は、前項の規定にかかわらず出席正員の四分之三以上をもって議決しなければならない。

4. 第 10 条の規定により議決権の行使を委任した会員は、本条の適用については出席したものとみなす。

第 20 条 会議は議事録を残さねばならない。

第 21 条 本会の定例会は毎月 1 回とする。

但し、必要と認めるときは臨時集会を開く。

第 22 条 集会は第 18 条に規定する事業計画の遂行に伴う具体的或は詳細な事項の審議、日常の業務報告等の審議を行なう。

技術講習会、親睦会も集会において行なう。

第 23 条 会長は総会及び集会を招集するときは、会議の日から 10 日前に日時・場所及び会議の目的を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

第 24 条 理事会は理事をもって組織し、本会の業務の執行に必要な事項を審議決定する。

2. 理事会は理事の二分の一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3. 理事会の議決は出席理事の過半数をもって議決する。

第 6 章 資産及び会計

第 25 条 本会の資産は寄付財産、会費、寄付金及びその他の収入からなる。

2. 本会の財産の管理及び運用は理事会の決議を経て会計が行なう。

第 26 条 毎事業年度の予算は、当該年度開始前、理事会において作成し、通常総会の承認を受けねばならない。

第 27 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 補則及び付則

第 28 条 本会則に必要な規則は理事会が定める。

第 29 条 本会則は、昭和 34 年 1 月 25 日から適用

本会則は、下記の日に一部改訂

昭 34.12.20, 昭 36.1.15, 昭 38.1.20,

昭 39.1.19, 昭 39. 7.11, 昭 40.1.17,

昭 43.1.21, 昭 44.1.26, 昭 45. 2. 1,

昭 49.4.21, 昭 50.4. 6, 昭 53.4. 9,

昭 46.1.31, 昭 56.4.26, 昭 58.4.24,

昭 59.4.22, 平 1.4.23, 平 6.4.24,

平 21.4.19, 平 22.4.18